

第 1 0 0 号議案

足立区こども未来創造館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 9 月 1 7 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区こども未来創造館条例の一部を改正する条例

足立区こども未来創造館条例（平成 2 4 年足立区条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「別表第 2 及び」を「別表第 2 に定める使用料及び付帯設備使用料並びに」に改め、同条第 2 項中「施設」を「別表第 2 に定めるもののほか、施設」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 7 条関係）

入場料

種別	区分	単位	大人	高校生	小・中学生
マルチ体験ドームにおけるプラネタリウム一般投影	個人	番組 1 回	5 0 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円
		1 日券	8 0 0 円	1 6 0 円	1 6 0 円
		年間パスポート券	1 , 5 0 0 円	3 0 0 円	3 0 0 円
	団体	1 人につき	4 0 0 円	8 0 円	8 0 円
マルチ体験ドームで実施される特別展	個人		2 , 0 0 0 円を超えない範囲内で、開催ごとに教育委員会が定める	4 0 0 円を超えない範囲内で、開催ごとに教育委員会が	4 0 0 円を超えない範囲内で、開催ごとに教育委員会が

			額	定める額	定める額
			個人の入場料から2割を引いた額	個人の入場料から2割を引いた額	個人の入場料から2割を引いた額
マルチ体験ドーム以外で実施される特別展	個人		1,000円を超えない範囲内で、開催ごとに教育委員会が定める額	200円を超えない範囲内で、開催ごとに教育委員会が定める額	200円を超えない範囲内で、開催ごとに教育委員会が定める額
	団体	1人につき	個人の入場料から2割を引いた額	個人の入場料から2割を引いた額	個人の入場料から2割を引いた額

備考

- 1 学齢に達しない者が保護者とともに入場する場合は、無料とする。ただし、マルチ体験ドームの座席を使用する場合は、小・中学生の料金とする。
- 2 団体とは、20人以上をいう。
- 3 1日券は、発行当日に限り有効とする。
- 4 年間パスポート券の有効期間は発行日から1年間とし、本人に限り使用することができるものとする。

別表第2の備考第1項中「後片付けの時間」の次に「(プラネタリウム等の投影を含むマルチ体験ドームの使用にあつては来場者の入退場に要する時間)」を加え、同表の備考中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 プラネタリウム等の投影を含むマルチ体験ドームの使用の場合にあつては、上記の使用料のほか、1回の使用につき68,000円を付帯設備使用料として徴収するものとする。

付 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、既に使用の承認を受けているものの入場料、

使用料及び付帯設備使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

入場料及び使用料を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。